

4日の会議を欠席しますので、後期高齢者医療の診療報酬体系の骨子(案)に対するコメントを書かせて頂きます。

全体として良くまとまっていると思います。最後の在宅の終末期医療に関して付け加えますと、

日本医師会第X次生命倫理懇談会中間答申『終末期医療に関するガイドラインについて』(平成19年8月)の中で『終末期の在宅医療に際しては、在宅医療に従事する医師の判断を支援するシステムを地域の医師会で構築する必要がある』と述べられています。終末期における治療の開始、不開始、変更、及び中止等は患者の意志決定を基本として、医療ケアチームによって慎重に判断する事が厚生労働省の報告書でも求められています。

終末期医療で複数の医師による判断が求められる場合、在宅医療医は地区の医師会の応援を得る必要があります、その為の診療報酬制の評価のあり方を検討すべきだと思います。

高久史磨